

生活文化常任委員会行政視察概要

令和5年8月8日（火）
於 リリモテラス公益施設
午後2時00分～午後3時30分

1 調査概要

「リリモテラス公益施設の取組について」

長久手市暮らし文化部たつせがある課長
たつせがある課係長

長久手市では、第5次長久手市総合計画の主要プロジェクトとして、長久手古戦場駅前にまちの新たな顔として住民の日常の暮らしを支え、訪れる人をもてなす空間を創出することとし、長久手市を特徴づける象徴的な要素として、「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」の4つのテーマが息づく「リリモテラス公益施設」を整備した。

施設の管理・運営については、市民主体の考え方を基本に、主要4テーマに関連する団体と市民で構成されたリリモテラス運営協議会と指定管理者が連携して事業を行っている。

リリモテラス公益施設では、市民の“やりたい”の実現のため、コーディネーターを活用し、人と人をつなぐ新たなつながりづくりを行っている。

今後の展望としては、増加してきている施設利用者（プレイヤー）を事業の主役として取り込み、コンスタントに活動できるように支援し、プレイヤー、市民の双方にとってメリットのある場を創出する。さらには、「市民のやりたい」を実現するフィールドづくりとして、リリモテラス公益施設と施設の目の前にある長久手中央2号公園の一体的な利活用をよりシームレスにして、プレイヤーの利便性を向上させるため、当該2施設の一体的な指定管理を行う予定である。



2 主な質疑応答

問 現在は長久手中央2号公園は市の直営で、リニモテラス公益施設は指定管理となっているが、なぜ当初から一体で指定管理としなかったのか。

答 まずはリニモテラス公益施設を指定管理とし、実際に利用していく中で一体の活用が望ましいということであれば2号公園も指定管理に取り込んでいく計画であったため指定管理期間を短くしていた。これまで事業を行ってきた中で2号公園と施設を連携して使うことが多くなってきたため、次回の指定管理では、2号公園と施設を一体での指定管理とする予定である。

問 指定管理者と運営協議会ではどちらが主となって事業を実施しているか。

答 どちらが主ということはなく、指定管理者と運営協議会が協議を行っているが、時には市もはいりながら3者で協議し、事業を実施している。

問 収益をあげる事業はできないのか。

答 民間企業が営利目的で行うものは認めていないが、マルシェのような市民が自発的に行うものについては、収益であっても市民団体の今後の事業活動費となるため認めている。

問 障害者に対する取組は。

答 市内事業者による福祉マルシェは実施したことがある。施設自体も段差をなくして障害者も利用しやすい施設となっている。

問 貸室以外のフリースペースは予約をしていなくても利用できるのか。

答 混雑していなければ打ち合せ等で利用可能である。

問 災害時の防災拠点として利用しているか。

答 2号公園は指定避難所となっているが、リニモテラス公益施設自体は現在は避難所指定されていない。今後、防災部局から依頼があれば指定管理者に要請していく。

以上